

早分かり「検察審査会」

【検察審査会とは？】

検察審査会とは検察が嫌疑不十分等で不起訴処分とした事案について、告発人等がその処分を不服として申し立てたとき、一般市民から選ばれた審査員 11 人がその検察の処分の妥当性について審査する、法律で定められた会をいいます。審査結果として「不起訴相当」、「不起訴不当」もしくは「起訴相当」のいずれかが議決されます。「不起訴相当」と「不起訴不当」は過半数で議決されますが「起訴相当」を議決するには 8 人以上が必要となります。

・不起訴不当」と「起訴相当」の違い

「不起訴不当」と「起訴相当」の違いが分かりにくいかもしれませんが「不起訴不当」は不起訴処分を再検討すべきというニュアンスです。どちらも検察に補充捜査を求めるものですが、その結果、検察が再度、不起訴処分とすれば「不起訴不当」ならその事件は不起訴で終了します。一方、「起訴相当」については、その処分を不服として二回目の検察審査会にかけることが出来ます。二回目の審査で再度、「起訴相当」議決となれば被疑者は強制的に起訴されます。このため、二回目の「起訴相当」議決を「起訴議決」といいます。

・小沢審査会について

小沢氏の資金管理団体である「陸山会」が東京都世田谷の土地を 3 億 5 千 2 百万円で平成 16 年に購入した際、実際には 10 月に支払っているものを 17 年の 1 月と記載し政治収支報告書に虚偽記載（期ズレ）したとして秘書 3 人を市民団体（世論を正す会：実体は不明）が告発します。続いて別の市民団体（真実を求める会：代表は元産経新聞記者でジャーナリストの山際澄夫氏と言われています）が小沢氏を告発し秘書 3 人は起訴されましたが、小沢一郎氏については嫌疑不十分で不起訴となりました。このため、「真実を求める会」が東京第五検察審査会（以後、第五検審）に不服申立てをしたものです。また、東京第一検察審査会でも別の案件（平成 19 年 5 月の陸山会の小沢一郎から 4 億円の借入金の返済を不記載）についても審査が行われましたが、そこでは 7 月に「不起訴不当」の議決で終わっています。

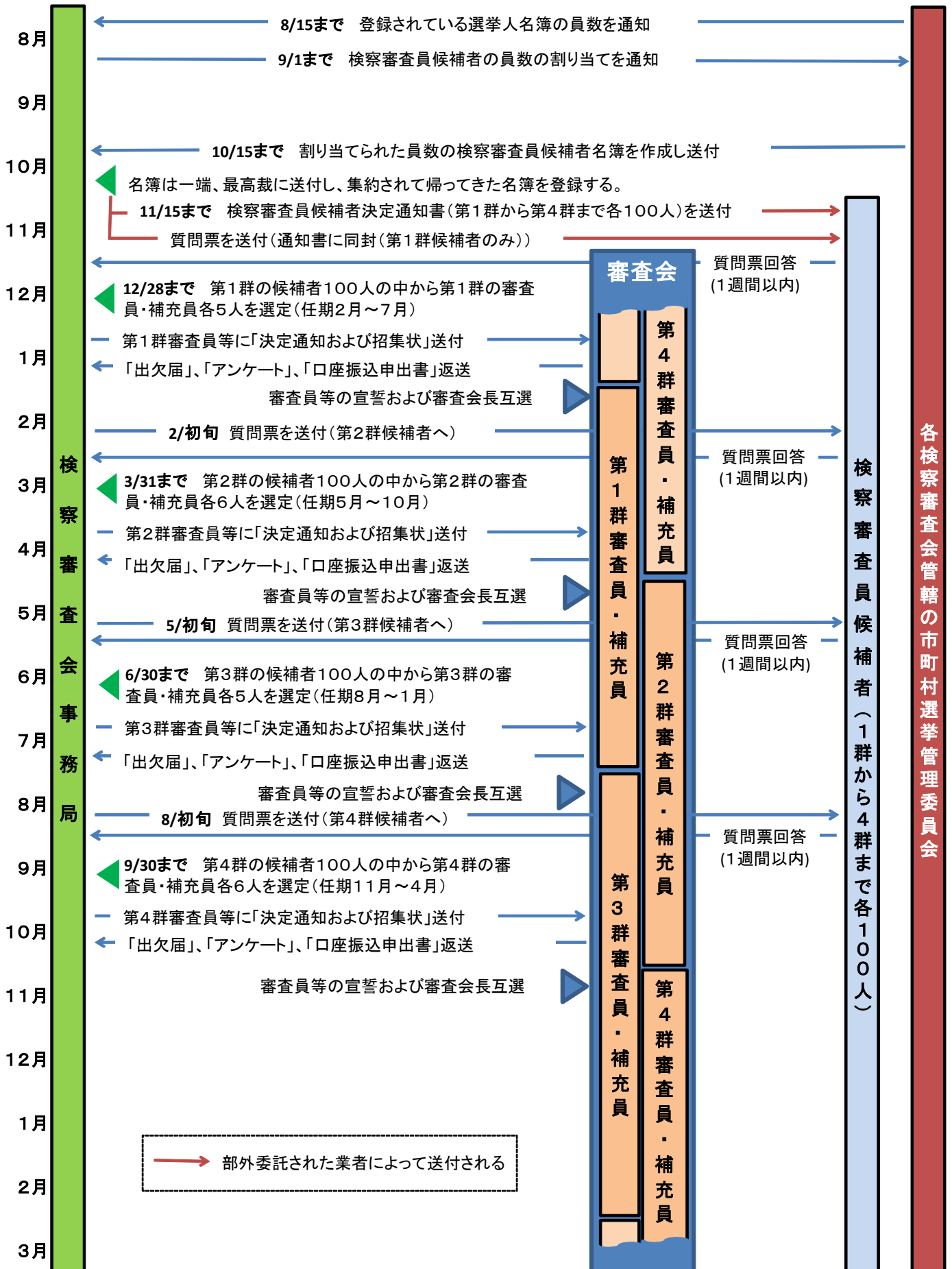
【審査員はどうやって選ばれるのか？】

各市町村選挙管理委員会が毎年 10 月 15 日までに選挙人名簿の中から候補者をくじで抽出し、検察審査会事務局にその名簿を提出します。検察審査会事務局ではその名簿をもとに次の年の検察審査員候補者を第 1 群（任期 2 月～7 月）、第 2 群（同 5 月～10 月）、第 3 群（同 8 月～1 月）および第 4 群（11 月～4 月）の各 100 人に絞り込みます。候補者になった者には 11 月中に審査員候補者になった旨、決定通知書が送付されます。通知書を受け取った候補者は辞退理由に該当する場合（70 歳以上の者、国又は地方公共団体の職員及び教員、学生及び生徒、また重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があるとき）は辞退を申し出ることができ、検察審査会が承認した場合は候補者名簿から削除されます。

その後、任期の 2 か月前に各群の候補者の中から審査会事務局長が裁判官と検察官の立ち会いのもと「審査員選定くじソフト」を使って審査員・補充員（1 群・3 群のとき各 5 名、2 群・4 群のとき各 6 名）を選定し、任期の 1 か月前には審査員等決定通知書と召集状を送付します。第五検審の管轄する各市町村選挙管理委員会は東京都特別区と島しょで、その選挙人名簿から審査員が選ばれています。

検察審査員の選定の流れ

Ver.1.0



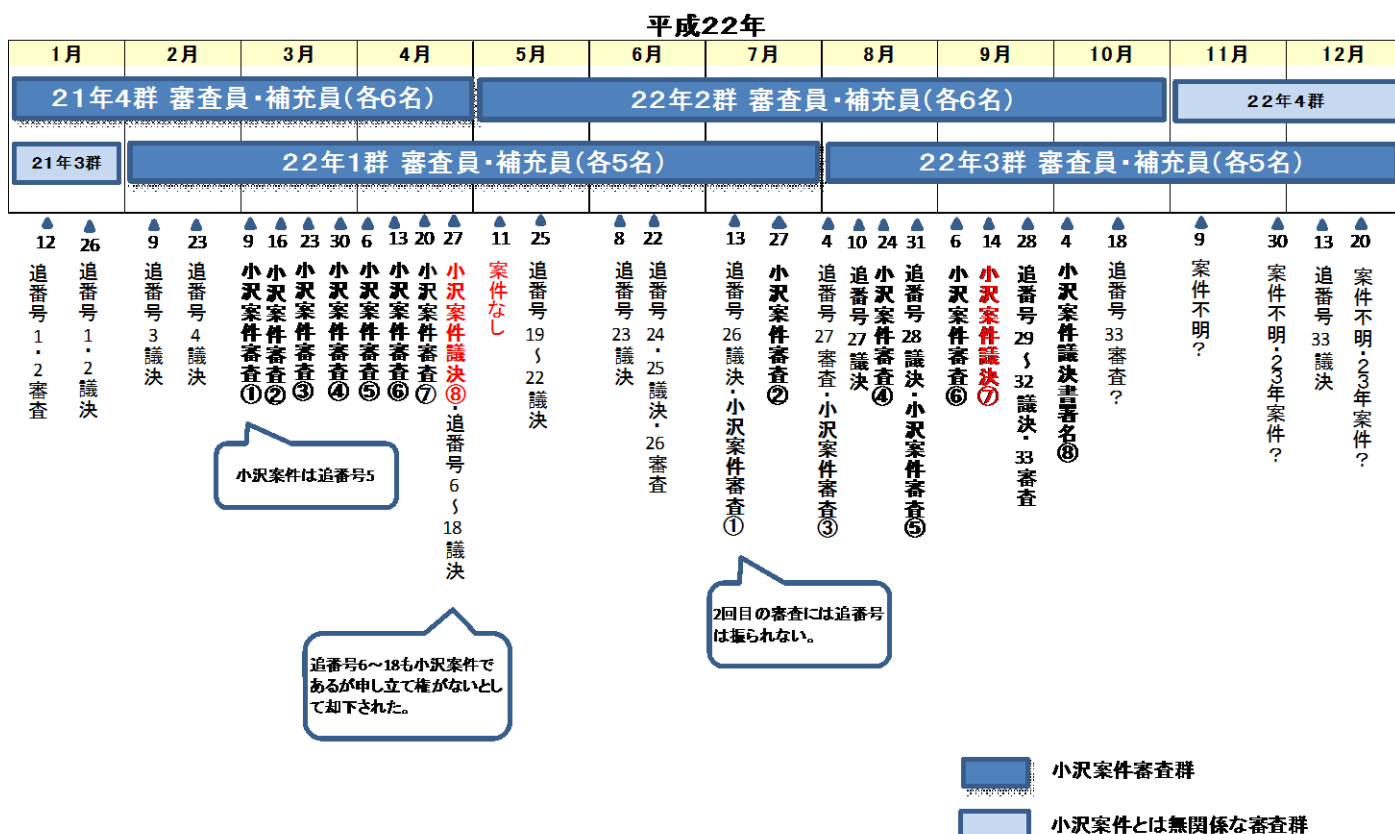
【検察審査会の構成は？】

検察審査会は2つの群の審査員11人によって構成されます。2月を例にとると1群（5名）の審査員と前年の第4群（6名）の審査員によって構成されます。審査会で審査員が欠けた場合は出席している補充員の中から臨時審査員がくじで選ばれ審査に加わります。検察審査会の事務は検察審査会長が掌理し審査会長は審査員・補充員の任期が改まるたびに(3ヶ月毎)審査員の互選で選ばれるようになっています。

検察審査会は申立てがあった案件毎に審査員が集められ開かれるものではありません。検察審査会は常時開催の体制にあり、そこにいろいろな案件が持ち込まれて審査されます。二回目の小沢審査会でも22年第1群は審査の途中で任期満了となっています。検察審査会で審査した事件はその審査状況をまとめた「審査事件票」が作成されますが、平成22年の「審査事件票」によると第五検審が審査した案件は全部で33件あり、一回目の小沢事件はその5番目（追番号5番）の案件であったことが分かります。また、この小沢事件について同様の審査申立てが13件提出され、一回目の「起訴相当」議決を行った4月27日にそれらは申立権がないとして全て却下されています。

東京第五検察審査会の開催状況及び審査状況

★資料元:「審査事件票」、「旅費請求書」、「債主内訳書」による



また、審査を行うに当たり専門的な知見を補うため弁護士に審査補助員を委嘱することができることとされています。一回目のときの委嘱は任意ですが小沢事件に関して8回行われた審査のうち、3回目から東京弁護士会の米澤弁護士に委嘱され、米澤弁護士はその後の全ての小沢審査会に出席しています。二回目の審査のときは任意ではなく検察審査会法により、必ず審査補助員を出席させなければならないようになっています。二回目の小沢審査会の審査補助員には第二東京弁護士会の吉田弁護士に委嘱されています。

また、検察審査会法では二回目の審査会で「起訴議決」をする場合には、事前に検察官を検察審査会に出頭させ、検察が何故、不起訴としたのかその言い分を聞いた上で議決する必要があるとされています。

【検察審査会の状況変化】

小沢氏の案件が第五検審で審査されたのは1回目が平成22年3月9日から4月27日まで、2回目が同年7月13日から9月14日までです。この1年前に検察審査会の状況は大きく変わっています。

平成21年4月には全国の検察審査会の組織改正があり、東京では第一から第六までの審査会が設置され、問題の小沢案件は新設された第五検審で処理されるようになります。その年の5月には検察審査会改正法が施行され2回の「起訴相当」議決で自動的に強制起訴されるようになります。この改正法により2回の「起訴相当」議決を受けた小沢氏は強制起訴されました。また同じ月に「審査員選定くじソフト」が導入され、平成21年の第3群（任期は平成21年8月~22年1月）から審査員等の選定が機械化されています。小沢案件に関わった審査員は1回目が平成21年第4群と平成22年第1群、2回目は平成22年第2群と平成22年第3群（7月は平成22年第1群）で全てこの「選定くじソフト」によって選ばれています。

【第五検審が注目を浴びたのは】

第五検審が注目を浴びたのは平成22年10月に2回目審査で「起訴議決」が出て、その審査員の平均年齢が公表されたときです。平均年齢30.9歳と発表され、若すぎる平均年齢に一斉に疑問の声が上がりました。この平均年齢は二転三転し、最終的には34.55歳となりましたが、これはまたさらなる疑惑を呼ぶ事になりました。1回目の審査員の平均年齢も全く同じ34.55歳だったからです。ここから、第五検審には不審の眼が向けられるようになり、市民による情報開示請求や森ゆうこ参議院議員の追及により次第にそのペールが剥がされていくようになりました。

【第五検審の疑惑とは】

今までの疑惑をまとめると以下ようになります。

- ① 選挙人名簿からくじで選出したにしては審査員の平均年齢が若すぎる。また、1回目と2回目の審査員の平均年齢が全く同じであり、2回ともくじで選んでいるとすればありえない確率である。本当に審査員は選出され審査会は開かれたのか？
- ② 平成22年9月14日に「起訴議決」があったが議決書も作成しておらず署名（署名は10月4日）も出来ない駆け込み議決であった。当日は小沢氏と菅氏の代表選挙の投票日であった。審査会は政治的な意図で動かされていたのではないのか？
- ③ 審査員の「選定くじソフト」の仕様が審査員の選定の際、選挙人名簿以外からも手入力で入力できるようになっており、恣意的に審査員を選定してもその証拠が残らないようになっている。はたして審査員は「選定くじソフト」によって正当に選出されたのか？
- ④ 東京弁護士会の山下幸夫弁護士は「私は弁護士会で指定弁護士や審査補助員になる人を研修する立場にいた。弁護士会も依頼が来たときは、名簿の一番上に山下先生を置いていますと言っていた。しかし、小沢事件でまさに東京弁護士会にその依頼が来たとき、何故か米澤さんという別の弁護士が審査補助員になっていて、その人のもとで一回目の「起訴相当」議決が出たことを知って、非常にびっくりした。弁護士会の中で調べたり聞いたりしても理由がわからない。会長に聞いてもなぜそうなったかはわからないということだった。」と証言している。なぜ、米澤弁護士が審査補助員に選定されたのであろうか？
- ⑤ 検察審査会法では「起訴議決をする場合はあらかじめ検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない」という規定があるが開示請求された東京地検の出張管理簿には斉藤検事が「起訴議決」をした9月14日以前に審査会に出向いた記録がない。検察官が説明に行っておらず、正当な手続きを踏んでいない起訴議決ではないのか？